

令和2年度から指定管理者を再指定する施設と指定管理者候補者の指名及び指名理由

| No. | 施設名 | 指名先 | 指名理由 | 指定管理者を再指定する期間 |
|-----|-------------------------|-----------------------|--|------------------------------------|
| 1 | むらの家 | 花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会 | 花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会は、当該施設の管理運営を行う目的で組織された団体であり、業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有していることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 2 | 花巻市シルバーワークプラザ | 公益社団法人花巻市シルバー人材センター | 当該施設は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条に規定するシルバー人材センターの業務を行うことを目的に設置された施設であり、公益社団法人花巻市シルバー人材センターはこの事業・業務の運営及び施設管理ができる市内唯一の団体であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 3 | 花巻高等職業訓練校 | 職業訓練法人花巻職業訓練協会 | 当該施設は、職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練を行うことを目的に設置された施設であり、職業訓練法人花巻職業訓練協会はこの訓練事業の運営及び施設管理ができる市内唯一の団体であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 4 | 花巻市定住交流センター (なはんプラザ) | 株式会社元來社 | 株式会社元來社は、花巻市定住交流センターにおける各機器・設備等の専門的知識・技術を有する市内唯一の団体である。また、花巻市花巻駅前多目的広場及び花巻駅南駐車場との一体的な管理運営を行うことで、運営面におけるサービス向上による利用者の利便性が図られるため、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで (2年間) |
| 5 | 花巻市花巻駅前多目的広場 | | | |
| 6 | 花巻駅南駐車場 | | | |
| 7 | 花巻市養護老人ホームはなまき荘 | 社会福祉法人大谷会 | 社会福祉法人大谷会は、現在、はなまき荘の指定管理者であり、業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力を有し、その履行状況は良好である。また、堅実な事業展開、先進的な取り組みを行う法人として、市内福祉事業所をけん引してきた社会福祉法人であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年間) |

| No. | 施設名 | 指名先 | 指名理由 | 指定管理者を再指定する期間 |
|-----|------------------------|------------------|--|------------------------------------|
| 8 | 大迫ふるさとセンター | 株式会社エーデルワイン・サポート | 株式会社エーデルワイン・サポートは、当該施設が立地しているぶどうの丘周辺地域の観光施設の管理を目的に設立された会社である。地域事情に精通しており、ぶどうの丘地域に位置する重要な観光施設を一体的に管理することで安定した施設運営が確保されるものと思料されることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 9 | 大迫森のくにセンター | | | |
| 10 | 大迫カントリープラザ | | | |
| 11 | ホテルステイヒル | | | |
| 12 | 田瀬湖オートキャンプ場 | 田瀬湖振興公社 | 指名する団体は、当該施設を管理運営するために地元住民で組織された団体であり、地域性を生かした施設運営が可能であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 13 | 釣り公園管理休憩施設 | | | |
| 14 | 東和産地形成促進施設 (産直あおぞら) | 東和産直友の会 | 産直友の会は、当該施設を拠点として農産物等を利活用することを目的として、農業者が自ら組織した団体であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 15 | 成島和紙工芸館 | 成島和紙生産組合 | 当該施設は、東和地域の伝統工芸である成島和紙を伝承する施設であり、成島和紙生産組合は、成島和紙を製造する知識と技術を有する市内唯一の団体であることから、指名する。 【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】 | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 16 | 毘沙門広場 | | | |

| | No. | 施設名 | 指名先 | 指名理由 | 指定管理者を再指定する期間 |
|----|-----|------------------|---------------|---|------------------------------------|
| 追加 | 17 | 花巻球場 | 一般財団法人花巻市体育協会 | <p>一般財団法人花巻市体育協会は、各種競技団体により構成されているため、人材も豊富であり、市のスポーツ振興を図るうえでソフト面の企画・運営に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、市と協会が連携することにより、より効果的な施策の展開が可能となり、スポーツ施設の効用が更に発揮されることが見込まれることから、指名する。</p> <p>【「花巻市指定管理者制度に関する指針」第2の2-(1)-アの規定による】</p> | 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間) |
| 追加 | 18 | 日居城野陸上競技場 | | | |
| 追加 | 19 | 日居城野多目的広場 | | | |
| 追加 | 20 | 日居城野多目的コート | | | |
| 追加 | 21 | 日居城野テニスコート | | | |
| 追加 | 22 | 花巻市総合体育館 | | | |
| 追加 | 23 | 花巻市民体育館 | | | |
| 追加 | 24 | 花巻市武徳殿 | | | |
| 追加 | 25 | 花巻市民プール | | | |
| 追加 | 26 | 大迫体育館 | | | |
| 追加 | 27 | 大迫野球場 | | | |
| 追加 | 28 | 大迫テニスコート | | | |
| 追加 | 29 | 花巻市スポーツキャンプむら | | | |
| 追加 | 30 | 石鳥谷体育館 | | | |
| 追加 | 31 | 石鳥谷柔剣道場 | | | |
| 追加 | 32 | 石鳥谷野球場 | | | |
| 追加 | 33 | 石鳥谷アイスアリーナ | | | |
| 追加 | 34 | 石鳥谷ふれあい運動公園 | | | |
| 追加 | 35 | 東和農業者トレーニングセンター | | | |
| 追加 | 36 | 東和ふれあい施設(毘沙門ドーム) | | | |
| 追加 | 37 | 東和ふれあい広場 | | | |
| 追加 | 38 | 和田多目的広場 | | | |
| 追加 | 39 | 和田プール | | | |
| 追加 | 40 | 東和体育館 | | | |
| 追加 | 41 | 東和相撲場 | | | |
| 追加 | 42 | 屋内ゲートボール場すば一く石鳥谷 | | | |
| 追加 | 43 | 二枚橋体育館 | | | |